

広域調整制度の比較

要綱名	市町村土地利用計画の広域調整要綱	山形県都市計画広域調整要綱
根拠法令	なし（県独自要綱）	都市計画法第19条第3項
施行年月日	H18. 4. 1施行	H20. 3. 12施行
対象地域	都市計画区域を除く県内全域	都市計画区域内
対象土地利用計画	農振法： 農用地利用計画の変更（農振除外）、 27号計画	都市計画法： 用途地域の変更、地区計画等
対象案件	床面積1万㎡超の広域的集客施設、床面積不明の 場合は敷地面積が2万㎡超のもの。	床面積1万㎡超の大規模集客施設。
調整方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係市町村等連絡調整会議 （周辺市町村からの意見聴取） <div style="text-align: center;">↓</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック別土地利用調整会議 （県関係課による意見調整、情報共有） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 素案の通知 （当該市町による素案の検討） <div style="text-align: center;">↓</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域調整会議 （周辺市町村からの意見聴取）